

会計及び会計監査に関する細則

前文

本細則は、学生会会則第 21 条により、長野救命医療専門学校学生会の会計及び会計監査の業務の細則を定めるものである。

第 1 条 会計規定

学生会会則及び細則における会計とは学生会全体の財務業務のことを指す。

第 2 条 会計財務の責任

学生会は、学生会の会計における責任を負わなければならない。又、各団体（文化祭実行委員、サークル等）の財務業務はそれぞれの団体が責任を負わなければならない。

第 3 条 会計の業務

学生会会計の業務は下記の通りである。

- ・ 予算会議で決定した予算案を報告書にまとめる。
- ・ 年度末の会計報告を作成し会計監査の監査を受ける。
- ・ 上記 2 つの書類を学生会、教務会の承認後保管する。
- ・ 各団体からの出金要請に対して、予算計画に照らし合わせ確認のうえ出金依頼に応じて出金する。
- ・ 銀行から学生会予算を出金する。但し、通帳・印鑑の管理は顧問が行う。
- ・ 会計出納管理台帳を作成し、出納状態を常に明確にする。

第 4 条 各団体財務責任者の業務

学生会予算が使われる全ての団体は財務責任者をおこななければならない。財務責任者は最低限以下の業務を行い、常に台帳状態を明確にしなければならない。

- ・ 日常の出納業務
- ・ 出納管理台帳の作成と管理
- ・ 会計報告書の作成と管理

第 5 条 会計監査の指導

各団体の財務責任者は、会計監査の指導に従わなければならない。

第 6 条 会計監査員の権限と業務

会計監査員は、学生会予算の使われる全ての団体の会計を監査する権限と義務を持つ。

第 7 条 領収書の保存

会計監査員が認めるのは、原則として領収書のある金額のみである。但し、やむ終えない事情で領収書の取れないものに関してはこの限りではない。

第8条 出金の停止

会計監査員は、学生会予算を使用する各団体の日常の会計業務に著しい不備がある場合、学生会からの出金を停止する権限を持つ。

1. この細則は平成18年7月より施行する。